

## 「EV用普通充電器（6kW出力）・通信中継器 修理サービス」利用規約

## 第1条（目的）

「EV用普通充電器（6kW出力）・通信中継器修理サービス」（以下、「本サービス」と称します）利用規約（以下「本規約」と称します）は、新電元工業株式会社（以下「当社」と称します）が提供するアフターサービスを申込者（本規約第5条、契約の成立・契約当事者にて定める）が利用する場合の基本的な契約を定めることを目的とします。

当社は本規約に従って本サービスを提供させていただきますので、あらかじめ本規約に同意をいただいた上で発注くださいますようお願いいたします。なお、本サービスの申込については、本規約に同意をしたものとみなします。

## 第2条（用語の定義）

本規約において使用される用語の定義は次の各号の通りとします。

- (1) 「EV用普通充電器（6kW出力）・通信中継器修理サービス」：当社が申込者へ提供するサービス。
- (2) 「充電器」：当社が販売したEV用普通充電器（6kW出力）をいう。
- (3) 「通信中継器」：EV用普通充電器（6kW出力）の監視・運用・制御を可能とする通信中継器（ゲートウェイ装置）をいう。
- (3) 「申込者」：本サービスを申込み法人、自治体または個人所有者をいう。
- (4) 「センドバック修理」：故障した充電器を当社まで送付していただき、当社で修理し、または代替品を申込者の指定の場所へ返送するサービスをいう。
- (5) 「先出しセンドバック修理」：申込者の指定の場所へ代替品を先にお届けし、後から故障品を当社に返却いただくサービスをいう。（年間定額修理プラン加入者専用のサービスです）
- (6) 「代替品」：新品もしくは当社にてリフレッシュ（故障個所の部品を交換）した再生品をいう。

## 第3条（サービス対象機種）

PM-CS09-M-CG

PM-CS09-M-CN

PM-CS09-J-CG

PM-GX1-LTE

PM-GX1-LAN

※オプション機種（-○○）を含む

## 第4条（本サービスの内容）

## 1. 本サービスの概要

当社で提供している年間定額修理プランに加入・未加入に関わらず発生した故障に際して、修理・代替品を提供するものです。故障発生時は当社ホームページ上にある「修理受付フォーム」にて「申込者」が修理を申込みし、当社にて修理が必要と判断した場合に有償（年間定額修理プランの対象機器かつ、製品保証範囲内の故障の場合は無償）で修理を提供するサービスです。

年間定額修理プランに加入している機器の場合は先出しセンドバック修理をご利用いただけます。

機種名	年間定額修理プラン年間定額修理プラン	
	加入 (先出しセンドバック修理)	未加入 (センドバック修理)
PM-CS09-M-CG	故障が発生した本体を当社へ送付してください。	故障が発生した本体を当社へ送付してください。
PM-CS09-J-CG		
PM-CS09-J-CG		
PM-GX1-LTE		
PM-GX1-LAN		
PM-CS09-M-CN	故障が発生している本体部もしくは、充電コネクタケーブルのみを当社へ送付してください。	

※オプション機種（-○○）を含む

※センドバック修理は故障充電器が当社に返却されてから修理又は代替品の提供となります。修理は当社へ到着後1ヶ月程度掛かる場合がございます。予めご了承ください。

※故障に関する要因解析等は実施いたしません。解析（報告書）が必要な場合は別途有償にてお受けいたしますが、解析（報告書）は発注の時点で申込がない場合は対応できません。

## 2. 修理について

- (1) 充電器・通信中継器の交換作業（本体と充電コネクタケーブルの脱着の作業を含みます）及び充電器・通信中継器の当社への発送費用については申込者の負担です。
- (2) 当社に修理のため送付された充電器・通信中継器に貼り付けられた銘板、シール、部品などは修理完了品または、代替品への貼り直しや返却はいたしません。発送前にご確認・処理をしてから当社へ送付してください。
- (3) 充電器本体および通信中継器本体に蓄積された充電データ、設定値は初期化され、修理完了品や代替品には引継ぎはされません。必要な場合は当社へ発送前に保存してください。上記による損害が発生した場合でも、当社は一切責任を負いません。交換した充電器・通信中継器のネットワーク再設定等はお客様の方でお願いいたします。
- (4) 通信中継器をご返却いただく際は、元の機器のSIMカードを必ずお客様自身で抜いてからご発送ください。また、代替品がお手元に届きましたら元の機器のSIMカードを取付けください。（SIMカードを抜き忘れた際は、お客様へ返却いたしますが、紛失した際の責任は負いかねます。）
- (5) 当社での修理の際に交換した部品等は、当社の判断で回収させていただきます。回収した部品は当社の所有物として、当社の判断により利用または廃棄等を行いますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 製品の安全や機能を確保するために、最低限必要な箇所については、修理発注内容に関わらず、当社の判断で修理する場合があります。
- (7) 修理の都合により、再生部品や改良部品を使用する場合があります。
- (8) 修理の方法により、製品を交換、あるいは製造番号を変更する場合があります。
- (9) 当社の品質基準を上回る修理は受付けておりません。
- (10) 修理・解析結果に対する質問は受付けておりません。
- (11) 本規約の最新版は、当社ホームページで確認いただけます。
- (12) 輸送中に発生した事故に関して当社は一切の責任を負いません。
- (13) 全損製品（水没・雷等による故障）については、本サービスの提供をお断りさせていただきます場合があります。

## 第5条（利用契約の成立）

申込者が、当社「修理受付フォーム」にて修理を申込みし、当社から修理見積書を発行し、申込者からそれに対する発注書を当社で受領した時点で契約は成立するものとします。本サービスの契約成立後に申込者のご都合によりキャンセルされる場

合、キャンセル料が発生する場合があります。  
なお、請求書は申込者へ送付いたします。本契約の債務者は申込者です。  
また、当社は本規約に定める場合のほか、申込者のご発注の内容、時期、方法、依頼時提供情報、過去の契約履行状況等、その他事情によっては本サービスを提供できない場合があります、当社の任意の判断でご発注、本サービスの提供をお断りする場合があります。

#### 第6条（保証期間）

修理箇所に対する保証期間は当社発送日から 90 日間といたします。但し以下の場合は免責となります。

- (1)修理した箇所以外の別の故障。
- (2)取扱説明書に記載されている以外の条件・環境・取り扱い並びに使用により故障が再発した場合。
- (3)申込者または第三者の故意または重大な過失に起因する場合。

#### 第7条（知的財産の取り扱い）

本サービスに関する著作権その他一切の知的財産権は当社及び当社への権利許諾者に帰属するものとします。

#### 第8条（本サービスの変更・終了・中止）

当社は本サービスの全部または一部を変更、終了ができるものとします。なお、サービスの修理価格は変更する場合があります。

#### 第9条（本サービスの契約の解除及び本サービスの停止）

- 1.当社及び申込者は、相手方が次の各号の一つにでも該当したときは、催告を要しないで通知により、契約を解除することができるものとします。  
この場合、契約を解除した当事者は、契約の解除により自らに生じた損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。
  - (1)切手または手形の不渡りを1回でも発生させたときその他支払を停止したとき。
  - (2)仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立もしくは諸税の滞納処分または保全差押えを受けまたは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続開始の申立があったとき。
  - (3)事業を廃止し、もしくは解散をしたときまたは官公庁から業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
  - (4)経営が著しく悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
  - (5)前各号に定めるほか、本契約その他相手方との間のその他の契約の契約条項の一つにでも違反し、合理的な期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、これに応じないとき。
2. 申込者が前項各号の一つにでも該当したときは、申込者は、当社が前項に基づき本契約を解除しない場合であっても、当社からの通知により契約に基づく債務について期限の利益を失うものとします。

#### 第10条（申込者の協力義務）

申込者は、当社が本サービスを提供するにあたり、必要な場合は次の各号の事項について当社に協力するものとします。

- (1)充電器・通信中継器の故障・損傷状況（図面、写真など）。
- (2)充電器・通信中継器に接続するシステムの機器などの情報
- (3)本サービスを利用するための ID、パスワードまたはメールアドレス等の情報の使用及び管理。
- (4)前各号のほか、本サービスの提供にあたり必要な事項として当社が申込者に対して要求した事項。

**第 11 条 (修理業務の委託)**

当社は、本サービスに係る作業の一部または、全てを新電元スリーイー株式会社または協力会社に委託できるものとします。

**第 12 条 (料金回収の委託)**

当社は、本契約に基づく料金回収業務を決済代行会社に委託することができるものとします。

**第 13 条 (顧客情報の与信審査)**

- (1) 当社は、本契約に基づく料金回収業務を決済代行会社に委託する際、申込者の情報を与信審査のために提供することがあります。
- (2) 申込者は、当社が決済代行会社に対して与信審査のために必要な情報を提供することに同意するものとします。
- (3) 当社および決済代行会社は、提供された情報を適切に管理し、与信審査以外の目的には使用しないものとします。

**第 14 条 (損害賠償)**

当社が本サービスの提供について負う責任は、本規約に定める事項・内容に限られるものとし、特別な事情から申込者に生じた損害、申込者の逸失利益、第三者から申込者になされた賠償請求に基づく損害、対象機器の故障・不具合などにより当該機器を使用できなかったことによる損害については、法的に定める場合を除き、一切の責任を負いません。

本サービス利用に際して当社の故意または重大な過失により損害を与えた場合の損害賠償は 20 万円を上限とします。

**第 15 条 (保証期間)**

修理箇所に対する保証期間は当社発送日から 90 日間といたします。但し以下の場合は免責となります。

- (1) 修理した箇所以外の別の故障。
- (2) 取扱説明書に記載されている以外の条件・環境・取り扱い並びに使用により故障が再発した場合。
- (3) 申込者または第三者の故意または重大な過失に起因する場合。

**第 16 条 (修理品の保証内容)**

保証期間内に故障が発生し、故障箇所が当社で修理を実施した基板もしくは部品であった場合、無償にて再修理あるいは再度代替品の提供のみを行います。

**第 17 条 (修理品の受渡しについて)**

製品の輸送は混載便を使用しています。受け取り後、すぐに製品の状態を確認ください。製品の破損を確認した際はその場で輸送業者へ申告ください。申告がない場合、一切の責任を負いません。

**第 18 条 (秘密の維持)**

当社は、契約に際し知りえた秘密もしくは非公開である旨の表示がなされた情報に関して当社及び委託先（権利許諾先含む）以外に漏洩または開示しません。

但し、次の各号に該当する情報に関しては秘密保持義務の範疇外とします。

- (1) 開示または情報提供時において既に公知の情報及び開示もしくは提供後に当社の違反行為の責によらず公示となった情報。
- (2) 開示前に既に当社が保有していた情報、当社が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
- (3) 当社が申込者の秘密情報に依存することなく他の研究開発活動で独自に得た情報。
- (4) 法律上正当な権限を有する機関からの請求による情報。

2. 前項に基づく当社の秘守義務は、契約期間及び契約終了後1年間とします。

#### 第19条（修理料金）

本サービスに関わる料金（修理料金、キャンセル料金、その他の費用を含む）は当社規定の料金表を適用します。

※見積り取り交わし後でも別途費用が発生した場合見積りの修正や追加が必要となることがあります。

※保証期間内でも修理受付時に保証書の提示がなかった場合、後日提示いただいても修理費用の払い戻しはできません。

#### 第20条（個人情報の取扱い）

1. 個人情報を取扱う場合は、個人情報の取扱いに関する法令及び国が定めるその他の規範を遵守するものとします。
2. 当社は、ご提供頂いた個人情報及び本サービスにて収集したデータを適切に保管・使用または処理しますが、以下の場合に限り個人情報（収集データ）を提供及び使用します。また、ご提供いただいた個人情報について、確認、訂正、消去を希望される場合、合理的な範囲で迅速に対応いたします。
  - (1) 本サービスに必要な協力会社（販売店、保険会社、決済代行会社等）に対し、個人情報を提供します。なお、この場合、当社と協力会社は個人情報の取扱いに関し本規約同等の契約を結ぶものとします。
  - (2) 当社サービス及び当社製品の各種お知らせ・ご案内等で個人情報を使用します。
  - (3) 当社サービス及び当社製品の改善及び機能向上の目的で本サービスにて収集したデータを使用します。
3. 当社及び申込者は、本サービスの実施に当たり平成15年5月30日法律第57号個人情報の保護に関する法律第2条第1項規定に従い適切に管理します。

#### 第21条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者は、自己、自社、自社の関連会社（自社の議決権株の半数を有する親会社、及び自社が議決権の半数を有する子会社または、資本関係がある関連会社）等の役員が、現在及び将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団員であったもの、暴力団準構成員暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知的暴力集団、その他これらに準じる者及び団体（以下暴力団と称します）のいずれかにも該当しないこと及び次のいずれかにも該当しないことを表明し保証します。
  - (1) 暴力団等が経営を支配しているまたは関与していると認められる関係を有すること。
  - (2) 自社等もしくは第三者の不当利益を得る目的を問わず不当に暴力団を利用すること。
  - (3) 暴力団等に資金等を提供または便宜を供与するなどの関与を有すること。
  - (4) 自社及び関連会社の役員及び経営に関与している者が暴力団等との社会的に非難される関係を有すること。
  - (5) 暴力的な要求、法的な責務を超えた不当な要求行為を行うこと。
  - (6) 風説を流布し偽計または威力を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害すること。
2. 当社は、申込者が前項の規定に違反した場合、申込者に何らかの催告及び通告なくして契約の一部もしくは全部の解除をすることができるものとします。
3. 申込者が第1項の規定に反した場合、申込者は当社に対し負担する一切の金銭債務に関して直ちに債務を弁済しなければならないものとします。
4. 申込者が第1項及び第2項により契約を解除された時に当社が損害を被った際には、当社は申込者に対して損害賠償請求をできるものとします。

**第 22 条 (不当要求行為・カスタマーハラスメントへの対応)**

故障や修理に関する問い合わせをいただく際に、申込者の要望を実現するための手段として、以下のいずれかに該当する法的責務を超えた要求・社会通念上相当な範囲を超える行為・不当要求行為があったと当社が判断した場合、何らかの催告および通告なくして本サービスの一部もしくは全部を解除することができるものとします。更に、当社が悪質と判断した場合には、法的手段を含め、適切な対処をとるものとします。

- (1) 威迫・脅迫・威嚇的言動、または暴力的行為
- (2) 風説を流布し偽計、威力を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害する行為
- (3) 侮辱、人格を否定する発言
- (4) プライバシー侵害行為
- (5) 保証の範囲を超えた無償修理の要求、他社製品の要求等、過剰なサービス提供の要求
- (6) 合理的理由のない当社への謝罪要求や当社関係者への処罰の要求
- (7) SNS やインターネット上での誹謗中傷行為
- (8) その他前各号に準ずる行為

**第 23 条 (準拠法)**

利用契約の成立、履行及び解釈は日本国法に準拠するものとします。

**第 24 条 (所轄裁判所)**

申込者及び当社は利用契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所 また、東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

**第 25 条 (協議)**

利用規約の定めない事項やサービス履行に関して疑義が生じた場合には、申込者及び当社は誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

**第 26 条 (免責)**

本サービスに関し、以下の(1)～(7)の事由は、当社の責に帰すべからざる事由（但し、これらに限りません）であり、当社は、当該事由に起因して契約者に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。

- (1) 使用環境（当社製品仕様外の設置環境含む）および使用設備に起因するトラブル。
- (2) 充電器・通信中継器のやシステムを第三者が故意に破壊等したことに起因するトラブル。
- (3) 本規約を遵守しないことに起因するトラブル。
- (4) 正常ではない使用方法（取扱説明書、仕様書、本体表示等の注意書きに従わない使用状態）に起因するトラブル。
- (5) 本サービスを利用することにより第三者との間で生じたトラブル。
- (6) 自然災害や天災地変で生じたトラブル。
- (7) 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・疫病・伝染病・その他外来からの事由で生じたトラブル。

改定日 2024/11/1 (2 版)  
適用日 2024/12/1

対応窓口

連絡先 : 新電元工業株式会社 営業本部 営業統括部 販売促進課  
電話でのお問合せ : 048-483-5376  
FAX でのお問合せ : 048-483-4229  
メールでのお問合せ : [ps-sales@shindengen.co.jp](mailto:ps-sales@shindengen.co.jp)

受付時間 : 9:00~12:00 および 13:00~17:00  
(土、日曜日、祝祭日および当社休業日を除く)